

# 不動産ビジネス専門家協会 PREB通信

第31回

## 賃貸と不動産流動化実務への影響

不動産の賃貸人たる地位の移転の規律の変更や不動産買取引に係る契約不適合責任の新設などの債権法改正事項は不動産流動化取引の実務に影響が生じる点があると考えられる。

の負担が軽減されます。改正民法下では売主による担保責任は債務不履行責任の特則として整めることができます。

一方で、譲渡人と譲り受け人（承継人）の間の目的物が種類、品質又は数量に関して契約不適合責任に係る定めには、譲渡人に留保された内容に適合しないことに対する定めを設けていた原賃貸借の責（き）に係る契約不適合責任に対応する定めを設けることが考えられます。（同条項後段）、原賃借になりました。債務不

貸借に基づく敷金返還履行責任の特則たるごとく買主の追加請求債務・費用償還債務もその責任は売買の目的物求權に関して不相当な

その時点で譲り受け人（承継人）に承継されますを問わず適用されることが特定物か不特定物か負担がない限り売主が

（同条4項）。譲り受け人となり、買主の救済完方法を選択できる選手の移転や敷金返還債務賠償も特別な規律は設けられ（同法562条1項）等の承継は建物譲渡時刻に債務不履行の一但書）、買主の立場としてはアマストリーリー般原則が適用されますしてこの方法を認め

ス終了時に初めて生じ（同法564条1項）また、ると手続事が煩雑になります。この損害賠償も信頼利益でな

のように権利関係が複雑になるため、譲り受け人まで認められることが予想されま

す。同条項但書は任意の移転や敷金返還債務賠償も特別な規律は設けられ（同法562条1項）等の承継は建物譲渡時刻に債務不履行の一但書）、買主の立場としてはアマストリーリー般原則が適用されますしてこの方法を認め

ス終了時に初めて生じ（同法564条1項）また、ると手続事が煩雑になります。この損害賠償も信頼利益でな

い場合における代金減額請求（同法563条1項）が明文化されました。より追完を行う内容の

買主の指定した方法による対応を考えられます。

なお、不適合が買主の定めを置く対応をとる場合には、買主は履行の追完請求をする

## 今月の筆者



●プロフィール  
2002年弁護士登録、  
2010年ニューヨーク  
州弁護士登録。  
元金融庁・証券取引  
等監視委員会事務局  
証券検査課 課長  
補佐、専門検査官。  
主な業務分野は金融  
規制・流動化等取引、  
M&Aその他企業法  
務。

## コラムのご感想・ご意見は下記まで!

一般社団法人不動産ビジネス専門家協会  
東京都千代田区神田東松下町28番地  
小林ビル101 (☎03-3527-1876)  
<http://www.fudosan-probiz/>